

鹿屋市告示第 122 号

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 17 日 決 裁

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付要綱を廃止する要綱

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第178号）
は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。